

なごやめし普及促進協議会ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、なごやめし普及促進協議会ロゴマークを使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめなごやめし普及促進協議会使用承認申請書(別添様式)をなごやめし普及促進協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、公的団体・報道機関等が使用する場合で、なごやめし普及促進協議会が認める場合はこの限りでない。

(使用承認基準)

第3条 なごやめし普及促進協議会は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、なごやめしの普及促進に資する使用目的であると認めるときには、使用承認書を交付するものとする。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、なごやめし普及促進協議会はこれを承認しない。

- (1) なごやめし、なごやめし普及促進協議会又はその構成員の社会的評価、イメージや品位を損なう恐れがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 不当な利益を得るために利用される可能性がある場合
- (4) 第5条に定める事項を遵守しない恐れがある場合
- (5) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (6) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認後の手続き)

第4条 使用承認を受けた者は、物品の配布・公表前に、ロゴマークを含めたデザイン(構成案)をなごやめし普及促進協議会に提出し確認する。

2 使用承認を受けた者は、ロゴマークを使用した完成品を2部なごやめし普及促進協議会に提出する。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができる。

3 使用承認を受けた者は、販売等終了後、完成した物品の販売実績等を報告する。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、ロゴマークのデザインを改変しないこと。ただし、改変について承認を得た範囲においては、この限りでない。
- (2) ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、安全性、品質についても十分な配慮をすること。

(3) JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。

(4) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、なごやめし普及促進協議会は一切の責任を負わない。

(使用承認の取消)

第6条 なごやめし普及促進協議会は、ロゴマークの使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 なごやめし普及促進協議会は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

3 なごやめし普及促進協議会は、承認を得ずにロゴマークを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

4 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第7条 使用承認を受けた者に対するロゴマークの使用料は、原則として無償とする。

(使用期限)

第8条 ロゴマーク使用期限は、申請書に記載する時期までとする。ただし、なごやめし普及促進協議会が承認時にそれ以前の使用期限を付する場合がある。

(損失補償等の責任)

第9条 なごやめし普及促進協議会は、ロゴマークの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるものの他、ロゴマークの取扱いについて必要な事項がある場合には、なごやめし普及促進協議会が別に定める。

附則

この規程は、平成27年12月25日から施行する。ただし、施行日前にロゴマーク等の使用についてなごやめし普及促進協議会と具体的な協議をおこなっているものについては、この規程によらないことができる。

附則

この規程は、平成30年5月21日から施行する。

なごやめし普及促進協議会 ロゴマーク使用承認申請書（様式）

（太枠内をご記入ください。）

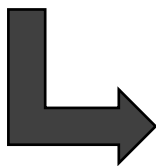
※チェックがない場合はエントリー無効とさせていただきます。

お申込日	年 月 日	申請番号	NO.
<input type="checkbox"/>	「なごやめし普及促進協議会ロゴマーク使用規程」を順守します。		

※すべての箇所に必ずご記入ください

基本情報			
法人名または 個人事業者名			団体印
代表者名			印
ご担当者 (所属・氏名)			
所在地			
TEL		FAX	
E-mail			
ホームページ			

業務を代行する
場合の委託先



委託先	法人名または 個人事業者名		
	代表者名		
	ご担当者 (所属・氏名)		
	所在地		
	TEL		FAX
	E-mail		

使用情報	
商品名	
使用する 商品種類・品種 ※具体的にご記入 ください	
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
データ送信先	メールアドレス: _____ @ _____

【使用承認後の手続き】

- ① 使用承認を受けた者は、物品の配布・公表前に、ロゴマークを含めたデザイン(構成案)を当協議会に提出し確認する。
- ② 使用承認を受けた者は、ロゴマークを使用した完成品を2部、当協議会に提出する。
- ③ 使用承認を受けた者は、販売等終了後、完成した物品の販売実績等を報告する。



記載内容をご確認の上、下記まで送付ください。

【お問い合わせ先・送付先】：〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10-19 名古屋商工会議所ビル11階
 (名古屋観光コンベンションビューロー 総務部事業戦略グループ内)
 なごやめし普及促進協議会事務局
 TEL.052-202-1145 FAX: 052-201-5785 E-mail: nagoyameshi@nagoya-meshi.jp